

弘前商工会議所

会頭 今井 高志 様

令和7年度

重点要望事項に対する回答書

弘前市

令和7年度 弘前商工会議所要望事項一覧

■最重点要望事項（1項目）

	要 望 事 項	市主管部課	頁
1	弘前市中心市街地活性化の促進と新たな計画策定について	商工部商工労政課	1

□重点要望事項（13項目）

	要 望 事 項	市主管部課	頁
1	弘前市における改正構造改革特区法を活用した企業の農地取得・農業参入の促進について	農林部農政課	3
2	りんご高密度植栽培の本格普及に向けた支援、各種施策の継続実施について	農林部りんご課 農林部農政課	6
3	りんご防除薬剤「コンフューザーR」設置に対する緊急支援措置について	農林部りんご課	9
4	地域内経済の好循環に繋がる消費喚起策の実施について	商工部商工労政課	12
5	伝統工芸関連事業者に係る創業支援施策の充実について	商工部産業育成課	14
6	事業者における人材不足と、当市における人口減少・少子高齢化に対応するための補助事業の強化、拡充について	商工部商工労政課 商工部産業育成課 建設部建築指導課 市民生活部環境課	17
7	企業誘致や既存企業の事業拡大に関する支援体制の更なる強化について	商工部産業育成課 都市整備部都市計画課	20
8	公共交通事業者、運輸事業者並びに自動車整備事業者に対する支援の拡充について	都市整備部地域交通課 商工部産業育成課 商工部商工労政課 健康こども部こども家庭課 福祉部障がい福祉課 福祉部介護福祉課	23
9	外国人観光客に対する当市滞在中の利便性向上への取組みについて	観光部国際広域観光課 観光部観光課	30
10	UIJターンに関する支援制度の拡充について	商工部商工労政課	32
11	地域経済活性化のためのDX推進について	総務部情報システム課 商工部産業育成課 商工部商工労政課	35
12	将来を担う子供たちが野外で伸び伸びと活動できる環境の整備について	都市整備部都市計画課 都市整備部公園緑地課	37

13	弘前さくらまつりピーク時の交通対応について	観光部観光課 都市整備部地域交通課	38
----	-----------------------	----------------------	----

□付帯事項（1項目）

	要 望 事 項	市主管部課	頁
1	緊急性の高い要望事項に関する早期対応について	商工部商工労政課	40

■最重点要望事項（1項目）

弘前商工会議所要望事項	
最重点要望事項1	弘前市中心市街地活性化の促進と新たな計画策定について
要望事項の内容	<p>①第三期弘前市中心市街地活性化基本計画の早期策定について</p> <p>官民が協働して推進した弘前市中心市街地活性化基本計画は、令和4年3月で計画終了となりました。その後、弘前市は人口減少・少子高齢化の進展や域内消費の規模縮小、郊外化の流れの中にあっても、市の中心市街地を『今後も社会経済活動の中心となる場所として将来世代に引き継いでいくべき』として、『弘前市中心市街地活性化ビジョン』を策定しました。</p> <p>そして、令和6年度第2回定例会の一般質疑のなかで、田中副市長がビジョンの実現に向けて「第三期弘前市中心市街地活性化基本計画の策定に向けて時期を逸することのないよう準備を進める」と答弁されており、当所が4年間続けた要望に応じていただいたと受けとめております。今後は、より一層官民一体となって中心市街地活性化に資する事業を掘り起こすことが必要となり、その際には公共事業やソフト事業のみならず、民間事業者によるハード整備事業や再開発事業などあらゆる事業実施の可能性について、関係者と共に検討くださいますよう要望します。また、人口減少に歯止めがかからず、大型店の撤退や老舗店の廃業も相次ぐ中、当市中心市街地の活力減退は今後さらに加速していくように思われるため、早急に中心市街地活性化基本計画を策定するよう、併せて要望いたします。</p> <p>②弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続</p> <p>今後の新しい計画の策定や取り組みについて、弘前市中心市街地活性化協議会が関係者の意見聴取や合意形成について重要な役割を果たすこととなりますので、引き続き運営に関する支援を要望いたします。</p>

市の対応方針	
現状・経緯	<p>①第三期弘前市中心市街地活性化基本計画の早期策定について</p> <p>市では、平成20年7月～平成26年3月に第1期の、平成28年4月～令和4年3月に第2期の弘前市中心市街地活性化基本計画を策定し、当該基本計画に掲載された各種事業等を実施しながら中心市街地の活性化を推進してまいりました。</p> <p>しかしながら、人口減少、少子高齢化の進展及び商店街を取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化などにより、中心市街地を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。</p> <p>このような状況を踏まえ、市といたしましては、今後も引き続き中心市街地の活性化を推進していくために、様々な社会環境の変化や課題に対応しながら中心市街地が将来においても当市の経済活動の中心となる場所となるよう、目指すべき中心市街地の活性化の在り方を示した「弘</p>

	<p>前市中心市街地活性化ビジョン」を令和4年3月に策定し各種事業を実施しております。</p> <p>このような中、ビジョンの計画期間は令和9年3月までとなっているほか、令和6年度からは、国の計画認定の仕組みが、地域の実情を踏まえた大幅な見直しが行われたこともあり、現在「第3期中心市街地活性化基本計画」の策定に向けて準備を進めているところです。</p> <p>②弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続</p> <p>弘前市中心市街地活性化協議会は、市や弘前商工会議所、商店街振興組合、まちづくりに関わる民間事業者、団体等が構成員として参画する、中心市街地の活性化を推進する重要な役割を担う機関であることから、平成20年度より「弘前市中心市街地活性化協議会支援補助金」を交付し、当該協議会の運営に対する支援をしております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部商工労政課】</p>
<p>今後の対応方針</p>	<p>①第三期弘前市中心市街地活性化基本計画の早期策定について</p> <p>市といたしましては、弘前市中心市街地活性化ビジョンの実現に向けて、今後も弘前市中心市街地活性化協議会とともに中心市街地の活性化を図っていくとともに、「第3期弘前市中心市街地活性化基本計画」につきましても、国が認定するまでの一般的なスケジュールや認定までの調整作業もありますが、市民をはじめとした幅広い関係者の声を聞きながら、可能な限り早期の策定に向けて、作業を進めてまいります。</p> <p>②弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続</p> <p>中心市街地に関連する民間事業者及び団体が構成員となり中心市街地の活性化に取り組んでいる弘前市中心市街地活性化協議会は、当市の中心市街地の活性化を図るうえで、重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>市といたしましては、今後本格化する第3期計画策定作業を踏まえ、弘前市中心市街地活性化協議会が実施する事業及び運営に係る経費の支援を検討してまいります。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項1 弘前市における改正構造改革特区法を活用した企業の農地取得・農業参入の促進について

要望事項の内容

①農地の維持・適正管理及び有効活用について、一般企業と連携する仕組みの構築並びに構造改革特区認定への取り組み

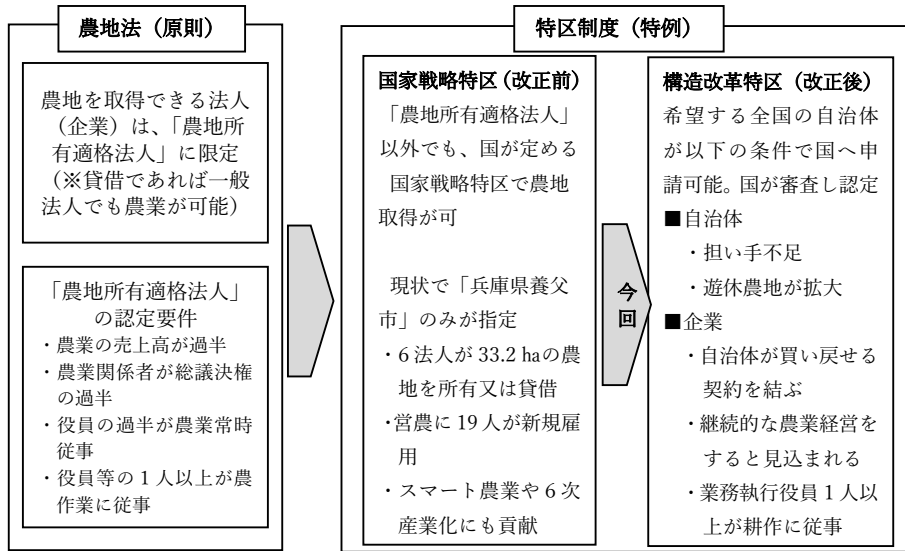
国の構造改革特区制度は、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することによる地域活性化の促進を図るもので、弘前市においては過去に「弘前ハウスイン・シールド特区（平成 22 年認定）」を受けるなど当市の特性を活かした企業振興策に活用されているところです。

国では昨年、農地所有適格法人以外の一般の法人企業などが農地を取得することができる特区制度に関して、国家戦略特区から構造改革特区に移行がなされ、全国の自治体が申請に基づいて認められるようにする構造改革特区法等が改正されました。（令和 5 年 9 月 1 日から施行）これにより、当市においても一般企業が農地を取得することができる特区制度の活用が、一定の要件のもとに国に申請することで可能となりました。

当市の基幹産業である農業を支える経営客體は、団塊世代のリタイアなどで減少し、さらに後継者を確保している客體は僅か 25.3%（令和 2 年農業センサス）に過ぎず、担い手不足の加速化や遊休農地の拡大への対応が喫緊の課題となっており、企業による大規模経営が注目されてきています。

弘前市において市内の一般企業と、適正に農地を維持管理しつつも特性を活かした 6 次産業化など有効に活用していく連携の仕組みをいち早く構築し構造改革特区の認定取得を前向きに取り組んでいただきたい。

【企業による農地取得に係る条件緩和の法制度説明】



市の対応方針

①農地の維持・適正管理及び有効活用について、一般企業と連携する仕組みの構築並びに構造改革特区認定への取り組み

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、後継者不足等による担い手の減少や遊休農地の増加が全国的な課題となっています。

市の現状では、基幹的農業従事者数が平成17年の13,519人※1から令和2年には9,190人※1と4,329人減少しており、担い手の不足等に伴う遊休農地の増加は、市においても重要な課題であると認識しています。

そのような中、国では新たな担い手となる法人の農業参入を促進し、農地の有効利用や経営発展を図るため、平成21年の農地法改正により、リース方式（貸借）による一般企業の農業参入を全面解禁しているほか、平成28年には農地を所有できる法人（農地所有適格法人）の要件を緩和するなど、法人の農業参入に関する規制を様々緩和しており、現在、当市では農地所有適格法人97社※2、リース方式による一般企業15社※2が農業へ参入しています。

※1 「弘前市の農業 2020年農林業センサス農業経営体調査結果書」より

※2 市農地台帳（令和6年10月31日現在）より

現
状
・
経
緯

《市内の一般企業との連携の仕組みの構築》

市では、高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など「今後、地域農業をどうしていくのか」という「人と農地の問題」を解決するための計画として、市内全域を10地区に分け、地域農業の将来方針となる「人・農地プラン」を策定しています。

しかし、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や遊休農地の増加が進行し、安定的に高品質な農産物を生産するための基盤を保てなくなるおそれがあることから、これらの課題に早急に対応するため「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月1日に改正され、これまでの「人・農地プラン」に、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した目標地図を加えた「地域計画」を、令和6年度末までに策定することが義務付けられました。

「地域計画」の策定に向けて、個人・法人問わず今後の地域農業を担う農業者に対して、地区毎に農業の将来のあり方を話し合う座談会の場へ広く参加を呼び掛け、地域の課題を解消するための話し合いを行うことで、地域内の連携を深めています。

《構造改革特区の認定取得への取り組み》

令和5年4月の構造改革特別区域法の改正により、国家戦略特別区域法の指定を受けた兵庫県養父市に設けた、一般企業の農地取得を可能とする農地法の特例を、令和5年9月から構造改革特別区域法における特例措置へ移行したことから、全国の自治体でも市町村が国に申請し、認

	<p>定を受けることにより、一般企業の農地取得に関する特区制度の活用が可能となりました。</p> <p>なお、現在、本特区の認定を受けた市町村は養父市のみであり、平成28年からこれまでの実績は、令和5年12月末時点において、8社の企業が合計52haで営農していますが、そのうち所有する農地は合計2.13haと全体の4%程度であり、それ以外の96%は現行法で認められているリース方式となっているのが現状です。</p> <p>また、養父市では構造改革特別区域法へ移行した特例のほか、農業委員会と市の事務分担に係る特例、農業生産法人（現：農地所有適格法人）に係る農地法等の特例、農業への信用保証制度の適用、農家レストラン設置に係る特例などで国家戦略特別区域法の認定を受けており、各規制緩和等の取組を総合的に活用することで、当該市が抱える課題解決を図っているものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：農林部農政課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の対応方針</p>	<p>①農地の維持・適正管理及び有効活用について、一般企業と連携する仕組みの構築並びに構造改革特区認定への取り組み</p> <p>《市内の一般企業との連携の仕組みの構築》</p> <p>地域計画の策定及び計画の実行に向けて、市や関係機関、農業者など地域全体が連携し、有効な農地利用について協議することが、これまで以上に必要になることから、すでに農業へ参入している又は参入を検討している企業へも、話合いの場への積極的な参加を促してまいります。</p> <p>《構造改革特区の認定取得への取り組み》</p> <p>本特例の趣旨としましては、一般企業の農業参入を促すことで、農業の国際競争力を強化し、多様な担い手を確保することですが、一般企業による農地取得には、農地の不正利用や外国企業による買い占め、撤退後の耕作放棄、長期的な地域コミュニティとの共存といった懸念や課題があげられています。</p> <p>また、本特例を活用し一般企業が農地を取得するためには、農地を一度自治体が所有者から買い上げ、法人に転売することが前提となるほか、法人が農地の不適正な利用をした場合や営農をやめた場合には、自治体が農地を法人から買い戻す必要があることから、本特例を活用するには、相当の理由が必要であり、公費負担に納得が得られるケースは限定的であるものと考えます。</p> <p>このことから、市では、養父市や他自治体の特区制度の実効性を引き続き注視するとともに、一般企業の農地取得に関するニーズを把握しながら、まずは、リース方式による農地の権利取得及び、農地を所有できる農地所有適格法人としての農業参入を促してまいります。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項2

りんご高密度植栽培の本格普及に向けた支援、各種施策の継続実施について

要望事項の内容

①りんご高密度植栽培の本格普及に向けた取り組みの加速化とその支援

青森県のりんご産業は、結果樹面積が過去 15 年(平成 21 年～2 令和 3 年)で 5.3%減少、令和 5 年産の収穫量は、猛暑や鳥獣被害により 374,400 t (前年比 14.7%減)と過去 10 年で最低となりました。当市の農業を支える基幹的農業従事者も、過去 15 年で 32%減少し(世界農林業センサス)、将来は現高齢農業従事者のリタイアなどにより、これまで以上の減少の加速化が予想されます。りんごの労働生産性の向上を図り日本一のりんご産地を維持していくため、これまでは、わい化栽培の普及が進められており、県全体の普及率は 25.2% (令和 5 年度県りんご果樹課調べ)となっています。国では、さらなる省力化に向け、より労働生産性の高い「高密度植栽培」などの省力樹形の導入を推進することとしています。青森県における普及面積は 40.3 ha、普及率 0.2% (令和 5 年暫定値. 県りんご果樹課)と、未だに慣行のわい化栽培と比較して限定的な普及状況となっております。このような中、県が新たなプランとして本年 3 月に策定した、『青森新時代「農林水産力」強化パッケージ』では、これまで掲げていなかった高密度植栽培の普及目標面積を令和 10 年には 150 ha に拡大するとしたほか、新規就農者数や農業法人数についても目標数値が掲げられました。次代を担う若者が未来に希望を持ち豊かさを実感できる農業の実現を目指して県が挑戦するビジョンに、多くの期待する声があがっているところです。高密度植栽培は、早期多収と高収量を目指す栽培方法で、定植後の作業の省力、低コストも魅力とされ、本県においても近年、多くのメディアから注目され、りんご経営の将来を標榜する生産者の注目度・意欲度が格段に高まってきているところであります。本県りんご産業をリードする弘前市としては、新規参入者への奨励ビジネスとしても魅力がある高密度植栽培について、早期に本格普及に向けた誘導施策展開へのステップアップが必要と考え、以下の 4 点を要望いたします。

① 高密度植栽培の本格普及に向けたロードマップ等の設定

既に高密度植栽培の将来数値目標を掲げ具体的取組内容を示している青森県と連携を図り、市においても早期の本格普及に向けたロードマップを明らかにするとともに将来目標を示していただきたい。

② 本格普及に即した補助制度の創設

初期コスト軽減のため、弘前市では令和 5 年度より国改植事業に上乗せ補助制度を創設したところであるが、資材価格も高騰し本格普及には国・県・市町村が一体となった支援策が有効であることから青森県に対しても独自の国事業への上乗せ補助創設を働きかける。また、現行の市補助制度について、様々な経営体に広く支援できる弾力的な制度(補助対象面積の拡大、品種の条件緩和など)にバージョンアップを図ってい

	<p>ただきたい。</p> <p>③ 高密度植栽培に必要な苗木の生産・供給体制の確立 生産者のニーズに対応した苗木不足の不安解消が急務であることから、広域的な視点から近隣市町村、青森県と連携した台木や苗木生産・供給体制の確立を図っていただきたい。</p> <p>④ 高密度植栽培に適した遊休農地（平場など）の確保及び情報提供 令和4年度に構築した「園地継承円滑化システム」のさらなる登録促進のため情報提供等の強化を行い、高密度植栽培の園地改良等の相談体制と併せて的確な園地継承を推進していただきたい。</p>
--	--

市の対応方針

<p>現 状 ・ 経 緯</p>	<p>りんご高密度植栽培の本格普及に向けた取り組みの加速化とその支援</p> <p>高密度植栽培は、りんご産業における労働力不足の解消に向けて、早期多収や作業性の効率化等が期待される方法として、主に農業法人や将来を見据えた園地づくりに取り組む若手生産者等の間で注目されています。</p> <p>市においても、高密度植栽培などの省力樹形の導入に係る自己負担を軽減させ、省力樹形に対する関心を高めるとともに、導入の機運醸成を図ることを目的に、市改植事業において、令和5年度からの省力樹形栽培の初期導入（上限10aまで・1回限り）に対し、国改植事業に上乘せして助成しておりますが、助成対象件数は年度ごとにばらつきがあり、増加傾向には至っていません。</p> <p>導入の普及が進まない要因としては、「苗木や施設費等の高額な初期コスト」や、「苗木の供給体制の不備」が課題として挙げられるほか、排水不良や凍害、野ネズミの食害等による苗木の枯死、降雪の耐久性など、栽培管理について、不明な部分が多いことなどが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【担当：農林部りんご課】 【担当：農林部農政課】</p>
<p>今 後 の 対 応 方 針</p>	<p>①高密度植栽培の本格普及に向けたロードマップ等の設定</p> <p>りんご産業における労働力不足の解消に向けた手段として期待される高密度植栽培につきましては、研究機関を所掌する県が、安定生産技術の確立等に向けた実証試験などを実施しているところであり、現時点での研究結果等を踏まえて普及目標面積を設定しているものであります。</p> <p>このため、栽培技術の試験研究を実施していない市町村がロードマップや目標を設定し、独自に普及・促進を図ることは現実的ではないことから、市といたしましては、県や関係団体等と連携を図りながら、普及に向けた取組を推進してまいります。</p>

②本格普及に即した補助制度の創設

不安定な世界情勢の影響等に伴う物価・資材の高騰が、初期コストの増大に拍車をかけており、国改植事業により積算した事業費と実態が大幅に乖離し、現在の国改植事業による助成は、市改植事業による上乗せ助成を併せても事業費の3分の1以下の支援水準に留まっています。

そのため、市では、高密度栽培の導入に係る生産者負担をより軽減させるため導入する自治体への財政支援及び国改植事業の定額助成に係る上限額の増額を、令和5年度から「県に対する重点要望事項」にて国へ働きかけるよう継続して要望しており、令和7年度も令和6年10月8日に要望書を提出しております。

そのほか、高密度栽培の課題の解決に繋げるため、国の改植事業に係る計画で定められていない新たな栽培方法につきましても、補助対象とすることを検討しており、コストの軽減や更なる省力化・効率化に繋げていきたいと考えております。

③高密度栽培に必要な苗木の生産・供給体制の確立

高密度栽培に必要な苗木の早期供給に向けた取組として、県では、苗木業者等で組織する協議会を設置し、育成期間を短縮する技術の普及を図るとともに、苗木養成に要する経費の一部を支援しております。

市では、令和5年度から平川市との共同提案により、フェザー苗木の供給体制の構築を県への重点要望に位置付け、今年度も令和6年10月に、県に対する重点要望として提案したところであり、今後も状況に応じて働きかけを続けてまいります。

④高密度栽培に適した遊休農地（平場など）の確保及び情報提供

現在耕作されている後継者不在園地を担い手へ一体的に継承できるよう、品種構成や接道、水源の状況等の詳細な園地情報を集約した「弘前市園地継承円滑化システム」につきましては、令和6年10月から新たに、果樹の新植に適した保全管理の園地の情報を公開しているほか、令和7年4月からは、規模拡大等を図る受け手の情報についても公開することとしており、生産者や農地所有者に対して、より積極的な情報提供を図ってまいります。

また、高密度栽培の園地改良等の相談体制につきましては、農林部と農業委員会が連携し、遊休農地等に関する相談（地形や農地状況等）へ、引き続き対応してまいります。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項3

りんご防除薬剤「コンフューザーR」設置に対する緊急支援措置について

要望事項の内容

近年の青森県産りんごは、高値傾向が続いており、その要因のひとつに、輸出が好調で引き合いが強くなっていることがあげられます。

日本のりんご輸出先の約7割を占める台湾においては、りんごの病害虫であるモモシクイガの食害が発見された場合、1回目は当該都道府県産果実の輸入停止、2回目は日本産果実の輸入停止となります。

青森県では、近年における猛暑の影響等から通常防除ではモモシクイガの防除徹底を図ることが懸念されることから、令和6年りんご病害虫防除暦に交信攪乱剤「コンフューザーR」を採用するとともに、2分の1補助の支援制度を創設しました。

しかし、今回のコンフューザーRを採用する県の指導変更は、生産者にとって経費面（購入費用約5,800円/10a当たり）と作業面において新たに大きな負担となることから設置目標の半分にとどまっている状況とのことです。



以上のことから、弘前市においても緊急的に下記支援を要望いたします。

①コンフューザーR 設置費用に対する市の上乗せ補助創設

県の令和6年りんごのモモシクイガ特別防除対策事業に対しては、その緊急性から県内市町村においても追従の動きがみられ、津軽地域管内では市町村の多くが即応し、生産者の費用負担を軽減するための上乗せ補助を創設しています。

りんごの病害虫防除対策は、産地一丸となって取り組むからこそ、徹底が図られることから弘前市においても緊急普及措置として上乗せ補助の創設をし生産者の負担軽減を図っていただきたい。

②防除体制の強化

コンフューザーR設置にあたり、もう一つの課題として、設置のための作業負担があります。後継者のいない高齢農家などへの応援人材の仕組みや相談体制を構築していただきたい。

※令和6年度 補助率 1/4 の上乗せ補助を予定している市町村

五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町の8市町村

(現在のところ補助予定がない市町村：弘前市、青森市、黒石市、平川市、大鰐町)

※弘果総研調べ

市の対応方針

りんご防除薬剤「コンフューザーR」設置に対する緊急支援措置について

近年の害虫をめぐる動向を踏まえ、特に、りんごの最大の輸出先である台湾において、重要な輸入検疫対象に位置付けられているモモシクイガの発生密度を低下させるため、令和6年から、りんご病害虫防除暦

<p>現状・経緯</p>	<p>に交信攪乱剤「コンフューザーR」が基準薬剤として追加されました。</p> <p>このことに伴い、県ではコンフューザーRの設置を普及させることを目的として、購入費用の2分の1を補助する事業を実施しており、当市管内における活用状況は、市内のりんご栽培面積の32.4%に設置できる数量で、県内全体では、27%の栽培面積に相当するものと推計されます。</p> <p>コンフューザーRについて生産者から話を伺うと、「効果等も含めて、今年は周りの様子を見たいので、設置は見送る」といった声が多く聞かれたように、設置効果への理解が浸透していないことが、普及が進まなかった大きな要因の一つであると考えております。</p> <p>コンフューザーRを使い続けている方の声として、「殺虫剤の量は、コンフューザーRを導入していない人の半分程度に減らせて、導入コストも回収でき、設置の手間を考えると、導入すべきだ」というコメントが報道されていたように、コンフューザーRは、モモシクイガによる食害を減少させることで、販売できるりんごの増加につながり、殺虫剤に要する費用の削減にも効果が見込まれることから、収入増加による経営安定のためにも、生産者自らが積極的に導入を進める必要があるものと認識しております。</p> <p>市ではこのようなことを踏まえ、補助の上乗せではなく、モモシクイガの発生源となる放任園の解消を早急に進めることが、当市の役割であると判断し、令和6年5月1日のりんごメーデーにおいて、「放任園ゼロ宣言」を行い、今年度から3か年で当市の放任園をゼロにすることを目指し、まずは、令和5年度の実績の10倍となる15ヘクタールの放任園の解消が図られるよう、市内に「りんご放任園解消チーム」を設置し、放任園解消を実現するため、市農業委員会などと連携しながら、強力に対策を推進しているところです。</p> <p style="text-align: right;">【担当：農林部りんご課】</p>
<p>今後の対応方針</p>	<p>①りんご防除薬剤「コンフューザーR」設置に対する緊急支援措置</p> <p>コンフューザーRの設置は、モモシクイガの発生を抑制するという目的のための一つの手段であり、その普及につきましては、県が補助することにより導入を促進しているところであり、上乗せの補助を実施している自治体もあります。</p> <p>しかしながら、モモシクイガの発生を抑制するためには併せて、モモシクイガが大量に発生するりんご放任園を解消することが非常に重要になりますが、りんご放任園の解消は、市が重点的に動かなければ、なかなか解消に繋がらない状況にあります。</p> <p>このことから、「現状・経緯」でも記述のとおり、市では、モモシクイガの発生を抑制するという目的のために、りんご放任園の解消対策に重点的に取り組むこととしたものであり、引き続き、市農業委員会や関係機関、関係団体と連携を図りながら、りんご放任園ゼロを目指して取組を推進してまいります。</p> <p>②防除体制の強化</p> <p>コンフューザーRの設置作業に対する生産者の声として、設置前は、「作業が手間である」、「負担が増える」など、作業負担を不安視する意見がありましたが、設置後に改めて話を伺うと、「慣れればスムーズに設置</p>

できる」、「思ったより早く設置することができた」など、肯定的な意見が多く聞かれました。

しかしながら、作業手順を習得しても人手が足りなければ、設置に時間を要することから、後継者のいない高齢農家など、人手が足りない個人農家の作業負担の軽減に繋げるために、現在、市では「市職員の兼業によるりんご生産アルバイト」や、1日農業バイトアプリ「デイワーク」を活用し、補助労働力の確保対策に取り組んでおりますので、ご活用いただきたいと思いますと考えております。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項4

地域内経済の好循環に繋がる消費喚起策の実施について

要望事項の内容

新型コロナウイルス感染症による影響は弱まってきましたが、国際情勢による原油原材料高や記録的な円安が事業者の経営環境に未だかつてない影響を及ぼしています。さらに最低賃金の引き上げや残業規制などによる販管費の増加により収益力が悪化し、少子化による慢性的な働き手不足や後継者不在問題等が深刻化しており、小規模零細事業者の事業持続マインドは著しく低下している状況にあります。

一般家庭においては世界的な物価の上昇に加え原油高による光熱費の増加が家計を圧迫しております。大都市圏に比べて中小零細企業が多い地方においては、賃金アップ幅も大きくなく物価上昇に追いついていない状況です。本年3月に日本銀行が長年続いたマイナス金利政策を転換したことにより変動の住宅ローン金利などが上昇するなど、市民の消費活動が更に停滞することが予想されます。

今後益々、当市の買い手側、売り手側の双方に沈滞ムードが高まることが予想されるため、地域内の好循環に繋がる消費喚起策の実施を要望します。

①市民の消費意欲を高める施策の実施

プレミアム付き商品券発行事業の実施

- ・希望する市民が公平に購入できるように各世帯の購入上限を設ける
- ・混乱を避けるために事前登録制とする
- ・商品券の一部を地域の店舗専用券とすることで市内の地域内経済循環を図る

②業界団体等の販売促進活動を支援することで消費喚起を促す施策の実施

団体向け販売促進活動支援事業の再実施

- ・補助額や補助率について、新たに組織する任意団体より法定団体や既存団体を優遇する
- ・コロナ禍で実施されたような定額補助までは求めないが、極力事業者が参加しやすい補助率の設定を要望する

市の対応方針

現状・経緯

①市民の消費意欲を高める施策の実施

(プレミアム付き商品券発行事業の実施)

市では、これまで新型コロナウイルス感染症や社会環境の影響による地域内経済の消費喚起策として以下の事業を実施してまいりました。

- ・令和2年度 年末年始緊急消費喚起事業費補助金
⇒団体等が年末年始時期に実施する地域内の消費喚起を図る事業に対し補助金を交付
- ・令和3年度 団体等販売促進緊急対策事業費補助金

	<p>⇒各組合・団体等が実施する販売促進事業に対し補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 団体等販売促進活動支援事業費補助金 ⇒各組合・団体等が実施する販売促進事業に対し補助金を交付 ・令和5年度 「お米とくらし応援券」の配布 ⇒市民1人あたり3,000円分の商品券（青森県産米の購入などに利用できる）を配布 <p>上記のほか、令和5年度にはエネルギー価格の高騰対策として、事業者向けに「中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金」、「トラック等運送事業継続支援金」及び「交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金」の交付による支援を行ったほか、物価高騰対策として、水道料金の一部軽減など支援を行うことにより地域経済の活性化を図っております。</p> <p>日本銀行青森支店の令和6年11月の発表によると県内の景気は基調として緩やかに回復しているとのことですが、地域内の景況は回復には至っていないものと認識しております。</p> <p>②業界団体等の販売促進活動を支援することで消費喚起を促す施策の実施 (団体向け販売促進活動支援事業の再実施)</p> <p>市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により落ち込んだ市民の消費喚起と市内経済の回復を目的として令和3年度、令和4年度に「弘前市団体等販売促進活動支援事業費補助金」を実施しました。令和4年度の補助金総額は6億1,770万円で、128事業・85団体に活用され、各団体等が企画・運営した抽選会やスタンプラリーなどが実施されております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部商工労政課】</p>
<p>今後の対応方針</p>	<p>「プレミアム付き商品券発行」につきましては、昨年度に続き、お米の買い控え対策にもなり、併せて燃料代の支払いにも使用できる、第二弾の「お米とくらし応援券」配布事業を実施することとしております。</p> <p>「販売促進活動支援事業費補助金事業」につきましては、国や県の経済対策を注視しながら、状況に応じて補助制度の拡充・創設等を実施してまいります。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項5

伝統工芸関連事業者に係る創業支援施策の充実について

要望事項の内容

当市では、漆器、こぎん刺し、打刃物、木工等の伝統工芸をはじめ、伝統工芸関連事業者による製品・サービスの提供が展開されています。しかしながら、近年、伝統工芸士の研修後、創業までに至らないケースが深刻化しています。

当市における持続可能な産業の展開と発展を支援し、地域全体の経済活性化を図るためにも、こうした課題への対応が重要となってくることから、伝統工芸関連事業者に係る創業支援施策の実施を要望します。

①伝統工芸関連事業者と創業間もない事業者との情報交換の場の創設

伝統工芸品については、原材料や製作時間、技術料等のコストを加味しながら、ターゲットに応じたブランド価値付加（価格設定）等も必要である。伝統工芸関連事業者が独立・創業する際に必要な、職人兼経営者として生業としている方々からの経営面のアドバイス等も受けられるような情報交換の仕組みづくりを要望する。

②「工芸品魅力向上事業費補助金」の補助対象経費の範囲拡大

当市で実施する既存の「工芸品魅力向上事業費補助金」について、伝統工芸関連事業者は創業当初から自社商品において適切なブランディングを行うことが特に重要とされていることから、当該制度を創業間もない事業者が活用する際には、販売促進に係る印刷物等も補助対象事業とし、自社の商品展開及びブランディングの創出等において積極的に活用できるように補助対象経費の範囲拡大を要望する。

市の対応方針

現状・経緯

①伝統工芸関連事業者と創業間もない事業者との情報交換の場の創設

【伝統工芸関連事業者への主な市の支援】

市では、伝統工芸関連事業者への支援の一環として、下記のとおり取り組んでおります。

- ・津軽塗の産地組合である青森県漆器協同組合連合会が行っている販路拡大や後継者育成研修などの経費の一部を補助。
- ・各分野の工芸品の作家で構成している弘前工芸協会やその会員がメンバーとなっている弘前工芸舎が藤田記念庭園匠館を活用して行う、工芸品の展示・販売や企画展の開催支援。
- ・市内クラフト関連店舗、工房等を掲載した「まちなかクラフトマップ」を製作し、市ホームページへの掲載や市内観光関連施設などへ配布することで、当市工芸品のPR及び販売促進。
- ・「ひろさきブランド販路開拓補助金」により、伝統工芸関連事業者を含む市内の事業者が、国内外における見本市へ出展する際の経費の一部を補助。
- ・創業・起業支援拠点として「ひろさきビジネス支援センター」を設置・運営しており、専門家等による経営等に関する相談・アドバイス、各種セミナーの開催や交流の場を提供することにより、創業を目指す方や創業後間もない方を支援。

	<p>職場定着力の向上に資する事業に対し補助するものとなっております。</p> <p>【工芸品関連事業者等の取組・活動等】</p> <p>津軽塗につきましては、青森県漆器協同組合連合会では、定期的に会議を行っているほか、組織の体制強化や業界のつながりの強化を図るための意見交換などを実施しております。また、若手の職人や異業種の方で構成している団体では、津軽塗の振興や認知度向上などに取り組みながら情報共有を行っております。</p> <p>津軽塗を含む工芸品全般につきましては、弘前工芸協会等では、協力・情報交換しながら工芸品の展示・販売や企画展、展示会を開催するなど、事業者同士の連携した取組が行われています。</p> <p>②「工芸品魅力向上事業費補助金」の補助対象経費の範囲拡大</p> <p>現在の「工芸品魅力向上事業費補助金」の補助対象経費は、下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 商品又はパッケージの開発に係る原材料費、機械借上料、委託料、デザイン料、報償費（講師謝礼） (2) 自社商品等のプロモーションツール（カタログ等）製作に係るデザイン料 (3) 自社ホームページの開設又は一新に係る委託料（ランニングコストを除く） <p>本補助金は事業者が計画する新商品開発等の事業を公募し、プレゼンテーションによる事業説明により事業を採択しております。</p> <p>また、新商品やパッケージの開発やプロモーションツールの製作にあたってはデザインを自社以外のデザイナーに発注することを条件としております。</p> <p>申請者によるプレゼンテーションの実施では、自社商品のコンセプトや対象者および販売戦略などを明確にし、審査員やオブザーバーの意見を聞くことによって事業内容をブラッシュアップすることを目的としております。また、自社以外のデザイナーへのデザインの発注は、客観的な目線によるデザインや、対象とする客層への効果的なアプローチを目指すものです。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部産業育成課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の対応方針</p>	<p>①伝統工芸関連事業者と創業間もない事業者との情報交換の場の創設</p> <p>各工芸品関係団体において行われている会議・意見交換や事業者同士の連携した取組のほか、ひろさきビジネス支援センターなど、経営面の相談やアドバイスを受けられる場はありますが、各工芸品関係団体や貴商工会議所と意見交換を行いながら、伝統工芸品業界全体で創業間もない事業者のサポート体制について、今後充実してまいりたいと考えております。</p> <p>②「工芸品魅力向上事業費補助金」の補助対象経費の範囲拡大</p> <p>創業間もない事業者は、売上向上や資金調達の面で課題を抱えることもあり、プロモーションツールを製作する際、デザイン料のみならず印刷製本費についても大きな負担となることが考えられます。</p> <p>本補助金の対象経費の拡充により効果的な宣伝・PRにつながることで、創業間もない事業者の経営の安定や伝統工芸品を扱う事業者の増加</p>

<p>に寄与することが期待できることから、本補助金の利用状況も踏まえながら、補助対象経費の範囲拡大について検討して関係機関と連携し、販路の拡大を進めていきたいと考えております。なお、引き続き、技術研修や成果発表会などを含む津軽塗後継者育成事業のほか、移転後の伝統産業会館内に貸し工房スペースを設置する予定としており、研修生や研修修了生の技術習得や商品PRなどを支援するなど、伝統工芸関連事業者の支援に取り組んでまいります。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項6	事業者における人材不足と、当市における人口減少・少子高齢化に対応するための補助事業の強化、拡充について
要望事項の内容	<p>① 中長期的な人員削減を見据え、若者の地元就職並びに定着の推進について積極的に取り組むべきと考えます。市では現在「ひろさき人材定着推進事業費補助金」が実施され、市内事業者が行う福利厚生事業や、奨学金の返還支援、インターンシップ事業に対し補助されておりますが、令和7年度については若者の地元就職、定着に向けた取組として、研修体制の構築や外部研修に係る費用負担等、補助事業の更なる強化、拡充を要望いたします。 (青森県では令和6年度青森県若手人財確保・定着支援事業費補助金制度を実施している)</p> <p>② 労働環境の改善と中長期的な人員削減を見据え、業務効率化に繋がるシステムやIT導入、ウェブ会議やウェブ検査等のデジタル化・リモート化の推進について補助制度の新設を要望いたします。 (現在市では令和3年度から市内製造事業者におけるITツールの導入やIT人材の雇用・育成を促進し、事業者の生産性の向上を図るため、「製造業IT導入費補助金」を設置、令和4年度にはクラウド上にデータ等を保管できるクラウドサービスの利用が広まっていることを踏まえ、クラウド利用料を補助対象経費に加え、支援の拡充を図っている)</p> <p>③ 人口減少・少子高齢化社会を見据え、働く世代や子育て世代、高齢者が安心して暮らせる環境づくりとして、空き家・空地の利活用や災害に強い街づくりと並行し、市民が生活する住居、外壁等の構築物についても整備が必要と考えます。 (現在市では住宅の耐震改修工事やバリアフリー化に係る市の補助制度は終了し、国・県の各種補助制度を推進しております) 今後、人口流出による減少も予想され、当市への移住、定住対策やU I Jターンへの働きかけが必要です。当市への移住、定住を推進するため、住居等の暮らしに必要な環境整備のほか、現在当市で生活している働く世代や子育て世代に対してもこれまで以上の支援が必要と考え補助制度の新設、拡充を要望します。</p>

市の対応方針

現状・経緯	<p>①若者の地元就職、定着の推進に係る補助事業の拡充</p> <p>市では、従業員等のワークライフバランス充実のための福利厚生制度や就職して間もない若者の経済的不安を軽減する奨学金返還支援制度、企業の魅力や業務内容の理解を深めるインターンシップ事業の創設等を実施する地元企業に対し、「ひろさき人材定着推進事業費補助金制度」を設け、若者等の地元就職・地元定着のための支援を行っております。</p> <p>雇用環境等の改善や地元企業の情報を発信することで、地元就職希望者はもとより、県外就職を考えている学生に対しても地元就職が促され、就職率の増加や離職率の低下が見込まれます。</p>
--------------	--

	<p>また、県で実施している青森県中小企業若手人財確保・定着支援事業費補助金は、採用活動のためのホームページ作成などによる採用活動の強化や、従業員のリスクリングの推進等による職場定着率の向上に資する事業に対し補助するものとなっております。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部産業育成課】</p> <p>②業務効率化に向けた IT 導入に関する補助制度の新設</p> <p>国では、中小企業や小規模事業者が自社の課題やニーズに合った IT ツールを導入することで、業務の効率化や売上向上など、経営力の強化を目的とした「IT 導入補助金（通常枠、インボイス枠、セキュリティ対策推進枠など）」を設けています。</p> <p>また、青森県では、県内産業の DX を牽引する先行モデルを創出し、県内中小企業者への DX の波及効果を高めることを目的とした、「青森県 DX 先行モデル創出支援事業費補助金」を設けています。</p> <p>市においても、令和 3 年度から「製造業 IT 導入事業費補助金」により、市内の製造業事業者による IT ツールの導入や IT 人材の雇用・育成を促進し、事業者の生産性向上を支援しています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部産業育成課】</p> <p>③人口減少・少子高齢化が進む当市において、働く世代・子育て世代から高齢者までが安心して暮らせる環境づくりの整備</p> <p>市では、安心して暮らせる環境づくりにつなげる事業のひとつとして、新耐震基準適用前の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、平成 20 年度から耐震診断、平成 27 年度からは耐震改修工事、建替え工事、除却工事に要する費用の一部を所有者等に補助する事業を行っています。</p> <p>また、空き家・空き地の利活用が円滑に行われるよう、弘前圏域空き家・空き地バンクを運営しており、その活用を促進するため、弘前圏域空き家・空き地バンクを利用して取引した購入者等に補助金を交付しています。加えて、移住者・子育て世帯には割り増しの補助も行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【担当：建設部建築指導課】 【担当：市民生活部環境課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の対応方針</p>	<p>①若者の地元就職、定着の推進に係る補助事業の拡充</p> <p>企業研修の実施は、従業員の個々の能力を向上させるだけでなく、良好な職場環境の充実により企業の生産性や魅力の向上につながることから、地元就職・地元定着の促進が期待されるものです。</p> <p>地元就職・地元定着の推進は、市や企業、国・県などの関係機関がそれぞれの役割分担のもと、連携して取り組むことが重要であると考えます。</p> <p>当市では、今年度、地元企業が実施する従業員の健康管理をはじめとした福利厚生制度の充実などの取組が市民から広く評価され、地元企業</p>

の認知度と魅力の向上が図られるよう『健康都市弘前』推進企業認定制度」を創設しました。

また、国や県による企業研修をはじめとする通常の企業活動に含まれる事業を支援する制度の情報を収集し、「ひろさき人材定着推進事業費補助金」当補助金制度と併せて周知に努めるとともに、労働者のニーズや制度の効果の検証に加え、企業や貴所等の意見を参考にしながら、若者の地元就職や地元定着の推進に対して効果的な補助制度となるよう検討してまいります。事業者の課題解決に向けて、引き続き協議会のメンバーと連携し協議会事業を展開してまいります。

②業務効率化に向けた IT 導入に関する補助制度の新設

引き続き、国や県の支援制度について関係機関と連携しながら広く周知していくとともに、情報化社会においては創業期からITを活用した経営への意識を高めることが重要となることから、創業時にIT導入が図れるような制度の検討も行っております。

③人口減少・少子高齢化が進む本市において、働く世代・子育て世代から高齢者までが安心して暮らせる環境づくりの整備

今後も、木造住宅の耐震性の向上を促進するための事業を継続し、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

また、これまでの空き家・空き地の利活用等に関する取組についても、継続して実施してまいります。

加えて、脱炭素を推進する観点から、既存住宅の省エネにつながる断熱改修支援制度等の実施についても検討しております。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項7	企業誘致や既存企業の事業拡大に関する支援体制の更なる強化について
要望事項の内容	<p>企業誘致や既存企業の事業拡大は、新たな雇用の創出のほか、若者の地元定着及び所得向上が期待され、人材流出や雇用所得の域外流出の抑制につながります。企業誘致や既存企業の事業拡大にあたっては、以下の2つの課題が挙げられます。</p> <p>○市街化区域において十分な広さの事業用地が不足していること。 ○市街化区域外では、農地法等の規制があり、事業用地の開発が容易にできないこと。</p> <p>これらの課題を解決するためには、行政と民間との連携をこれまで以上に強化し、一体となって支援に取り組んでいくべきものと考えます。</p> <p>また、市街化区域外の事業用地の開発については、個別の企業等からの要望に対応できるよう、線引きの見直し、地域未来投資促進法などにより、企業の事業活動の支援のため検討していただきたいと考えます。</p> <p>以上のことから、次の点について要望いたします。</p> <p>①企業誘致や既存企業の事業拡大の促進に関する支援等を行政と民間が連携を強化して一体となって検討 ②土地利用の規制に関連する計画変更や「地域未来投資促進法」等の制度を活用した土地利用促進の検討 ③事業用地の取得支援体制の強化</p>

市の対応方針

現状・経緯	<p>①企業誘致や既存企業の事業拡大の促進に関する支援等の検討</p> <p>市では、企業誘致や既存企業の事業拡大を積極的に進めるため、一定の要件を満たす工場などを設置、増設、移設する企業に対して、固定資産税の免除や地元雇用に対する奨励金を交付する「工場等立地奨励条例」を制定しています。また、国の地方拠点強化税制や地域未来投資促進法を活用した固定資産税の減免に関する条例も制定しています。</p> <p>さらに、健康医療関連産業や情報サービス関連産業の企業誘致を促進するため、オフィス等改修費用や賃借費用、新規雇用の地元従業員の費用に要する経費に対する補助の制度により支援しています。加えて、スタートアップによる革新的な技術やビジネスモデルに基づいた創業を支援する「スタートアップ創出支援事業費補助金」や、市内企業及び誘致企業が取り組む健康医療関連産業分野での事業を支援する「健康医療関連産業創出育成事業費補助金」などにより、新たな創業や既存企業の事業拡大を促進しています。</p> <p>②土地利用の規制に関連する計画変更や「地域未来投資促進法」等の制度を活用した土地利用促進の検討</p> <p>現在、既存の工業団地・産業団地が全て分譲済みであり、工業系用途地域においても十分な規模の空き地が不足している状況となっています。</p>
-------	---

	<p>また、産業用地として想定される一団の土地の多くが市街化区域外となっており、農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法等の規制対象となっています。</p> <p>市では、企業立地を促進するとともに既存企業の振興を図るため、市、商工団体、大学、金融機関、不動産業界などの構成員による「弘前市企業誘致推進協議会」を運営しており、本協議会の委員である公益社団法人全日本不動産協会青森県本部などの協力を得ながら、定期的に市街地の空き地等の現状把握に努めているところです。</p> <p>市内外の事業者から工場やオフィスなど産業用地の空き物件の問い合わせを受けた際には、希望に沿うような物件情報の提供や内覧等への同行を行っておりますが、事業者が求める規模の土地を確保することが困難な事例もあったところです。</p> <p>このような状況を踏まえ、市では、地域未来投資促進法を活用した企業立地など、整備方法について研究を進めているところです。また、国におきましても全国的な産業用地の不足を地域経済発展の課題の一つと認識しており、その整備に向けた動きが加速していることなどから、現在、将来的な産業用地の整備の必要性を検討するため「弘前市企業立地戦略プラン」の作成に着手し、今年度中の策定を目指しています。</p> <p>③事業用地の取得支援体制の強化</p> <p>弘前市企業誘致推進協議会では、誘致企業や市内高校の進路指導担当者を交えた情報交換会などを開催しているほか、同協議会の構成委員と協力して事業用地の情報共有や事業用地の取得支援について連携して取り組んでいます。</p> <p>また、事業用地不足に対する規制等の課題解決に向けては、土地利用の規制に関連する農林部や都市整備部など、庁内関係部署と定期的な打ち合わせを実施し、個別案件等を含めた協議などを行っています。</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部産業育成課】 【担当：都市整備部都市計画課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の対応方針</p>	<p>①企業誘致や既存企業の事業拡大の促進に関する支援等の検討</p> <p>引き続き、弘前市企業誘致推進協議会における意見をはじめ、当市への立地に関する企業アンケートの結果、事業活動に係る企業動向などを踏まえながら、企業誘致や既存企業の事業拡大の促進に関する新たな支援策や既存支援策等の拡充について検討してまいります。</p> <p>②土地利用の規制に関連する計画変更や「地域未来投資促進法」等の制度を活用した土地利用促進の検討</p> <p>これまで、地域未来投資促進法を活用した産業用地の造成・拡張を行っている先進地を視察し、事業の背景や整備手法、留意点などの情報収集を行っており、当市への立地を検討する企業が用地の確保を必要とする場合には、視察結果を参考にしながら、土地利用の規制に関連する庁内関係部署とも協議のうえ、企業の事業用地取得に向けた取組を支援してまいります。</p>

③事業用地の取得支援体制の強化

引き続き、弘前市企業誘致推進協議会において、当市への進出見込みのある企業情報や、進出に係る経営・金融支援策、用地及び雇用確保に向けた取り組みなどの情報を共有し、企業誘致施策を戦略的・組織的に推進するとともに、土地利用の規制に関連する庁内関係部署と定期的な打ち合わせを実施し、個別案件等を含めた協議を適宜実施してまいります。

また、地元企業の新增設や移転、県外企業の当市への進出に対応するため、令和7年度には産業用地の整備に向けた適地選定調査に着手してまいります。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項8

公共交通事業者、運輸事業者並びに自動車整備事業者に対する支援の拡充について

要望事項の内容

①公共交通事業者並びに運輸事業者に対する燃料価格高騰対策支援制度の継続および拡充について

昨今の燃料価格高騰により、公共交通事業者および運輸事業者は極めて厳しい経営環境に直面しております。これにより、利用者へのサービスの質の維持が困難となり、ひいては市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼす可能性が高まっております。

弘前市におかれましては、『交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金』や『トラック等運送業事業継続支援金』等の事業者支援策により、一定の経済的負担軽減に寄与していただいたことに感謝申し上げます。しかしながら、政府の『燃料油価格激変緩和対策事業』における緩和措置が年内限りという方針が示され、更には燃料価格高騰に歯止めがかかっていない現状を考慮すると、今後も継続的な対策が必要不可欠であると考えております。

つきましては、公共交通事業者並びに運輸事業者を対象とした燃料価格高騰対策支援制度の継続と拡充（支援金単価の増額、支援対象範囲の拡大など）について要望いたします。

②公共交通事業者、運輸事業者並びに自動車整備事業者に対する人材確保支援について

公共交通事業者、運輸事業者、自動車整備事業者、それぞれの業界において、近年の少子高齢化や若年層の都市部への流出により人手不足が深刻化しており、今後もさらに厳しくなると予測されます。事業者においては従業員向けに資格や免許取得支援を実施したり、職場環境改善に着手したり、独自に対策を講じてはいるものの、自助努力のみでは解消できない状況となっております。

つきましては、他の自治体において、公共交通の乗務員確保のために就労支援や移住支援、住宅確保支援を実施している事例があることを踏まえて、当該業種における人材確保支援を行っていただきたく、具体的には以下の内容を要望いたします。

- ・市内の若年層が当該業種に就職する際の奨励金支給制度の創設
- ・現在弘前市で実施している『Uターン就職等支援金』への当該業種に就職した場合の交付金加算要件の付加
- ・市外からの人材確保を容易にするための定住支援の実施

③福祉タクシーの利用拡大

現在、弘前市において障害のある方に対し、タクシーを利用した移動支援事業を実施しておりますが、福祉サービスの充実化および交通弱者の地域経済への還流という観点から、支援対象を高齢者や自動車運転免許証返納者、妊産婦および子育て世代に拡大させる必要があると考えます。

福祉タクシーを活用することで身体の不自由な方の移動を柔軟にサポートすることが可能であり、他の自治体においては、タクシー需要が落ち着く日中の時間帯に行政がタクシーを借り上げて定額運賃で運行を行うという事例もあります。交通弱者の社会的孤立を防ぐとともに、地域

社会への関与を促進し地元経済への還流を期待できます。 つきましては、交通弱者向けの移動支援にタクシー事業者の福祉タクシーを利用していただきたく要望いたします。

市の対応方針

①公共交通事業者並びに運輸事業者に対する燃料価格高騰対策支援制度の継続および拡充

市では、コロナ禍の影響による公共交通利用者の大幅な減少に加え、原油価格・物価高騰により、事業継続にあたって極めて深刻な影響を受けている公共交通事業者の状況を踏まえ、市内の公共交通を維持・確保するとともに、利用者が安全に安心して利用できるよう、公共交通事業者等の事業継続に係る支援をこれまで複数回にわたり実施しております。

《これまでの支援の状況》

実施時期	名称	対象	補助・支援金額
R2年 5月	路線バス維持特別対策事業費補補助金	・弘南バス(株)	98,364,000円
R2年 5月	弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金	・弘南鉄道(株)	22,169,257円
R3年 5月	団体等販売促進緊急対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	5,000,000円
R3年 9月	路線バス維持特別対策事業費補補助金	・弘南バス(株)	97,849,000円
R3年11月	タクシー及び自動車運転代行事業者事業継続支援金	・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	32,600,000円
R4年 3月	弘南鉄道運行継続支援金	・弘南鉄道(株)	9,800,000円
R4年 6月	交通事業者等事業継続特別対策支援金	・高速バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	22,200,000円
R4年 6月	団体等販売促進緊急対策事業費補助金	・協同組合弘前ハイヤー協会	5,000,000円
R4年 9月	路線バス維持特別対策事業費補補助金	・弘南バス(株)	110,080,000円

現
状
・
経
緯

実施時期	名称	対象	補助・支援金額
R4年 9月	弘南鉄道安全輸送設備等整備特別対策事業費補助金	・弘南鉄道（株）	8,530,000円
R4年12月	交通事業者等原油価格・物価高騰緊急対策支援金	・高速バス事業者 ・貸切バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	33,160,000円
R5年 7月	交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金	・高速バス事業者 ・貸切バス事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行事業者	33,200,000円
R5年 7月	弘南鉄道運行継続支援金	・弘南鉄道（株）	23,700,000円
R5年 7月	路線バス維持特別対策事業費補助金	・弘南バス（株）	95,082,000円
R5年11月	親子でお出かけ創出事業業務委託料	・弘南バス（株） ・弘南鉄道（株） ・弘前ハイヤー協会 ・北星交通（株）	5,193,000円

【担当：都市整備部地域交通課】

市では、地域の安定した貨物輸送力確保のため、関係機関が運送事業者に対し実施したアンケート結果などを踏まえ、原油価格・物価高騰などに加え、「物流の2024年問題」により多大な影響を受けている市内トラック運送事業者に対して、令和4年度、令和5年度に続き令和6年度も、3回目となるトラック等運送業事業継続支援金の給付を実施しております。

<令和4年度実績>

交付先：弘前市内でトラック等運送業を営む事業者

交付件数：124件

車両台数：1,505台

交付額：71,110千円

募集期間：令和4年12月12日～令和5年1月31日

（車両の最大積載量に応じて1台あたり30千円～60千円を交付）

<令和5年度実績>

交付先：弘前市内でトラック等運送業を営む事業者

交付件数：151件
車両台数：1,564台
交 付 額：73,560千円
募集期間：令和5年7月10日～令和5年9月30日
(車両の最大積載量に応じて1台あたり30千円～60千円を交付)

<令和6年度実績>

交 付 先：弘前市内でトラック等運送業を営む事業者
交付件数：154件
車両台数：1,568台
交 付 額：36,865千円
募集期間：令和6年4月8日～令和4年6月30日
(車両の最大積載量に応じて1台あたり15千円～30千円を交付)

【担当：商工部産業育成課】

②公共交通事業者、運輸事業者並びに自動車整備事業者に対する人材確保支援について

運転手をはじめとする公共交通機関の担い手不足は、当市においても大きな課題となっており、令和6年3月に策定した「弘前市地域公共交通計画」において、公共交通に関わる「行政・交通事業者・利用者等を含む関係者」で連携・協働して取り組んでいくこととしております。

そこで、大型自動車運転免許など様々な資格を有しており、公共交通事業の即戦力となる退職予定の自衛官に着目し、「弘前市と防衛省自衛隊青森地方本部との地域を支える公共交通の人材確保に向けた連携協定」を締結のうえ、交通事業者へのインターンシップの実施など、人材確保に向けた取組を進めております。

【担当：都市整備部地域交通課】

人材確保支援につきましては、これまで公共交通・運輸・自動車整備事業者を含む地元企業の人手不足の緩和、地元定着の促進に向けた支援を実施しております。

個人への支援としましては、大型二種免許等の取得の際にも活用できる資格取得チャレンジ事業費補助金により、求職者等の教育訓練や技能講習の受講に要する経費の一部を補助しています。

青森県立弘前高等技術専門学校では、自動車整備科を開設し、高校卒業業者や求職者等に対する技能習得の機会を提供しております。

また、U J I ターン移住希望者等に対しては、東京圏U J I ターン就職等支援金やUターン就職等支援金などの移住支援金制度を実施しており、地元企業へのUターン就職等を後押ししています。

さらに、雇用環境の改善など、地元企業が実施する人材定着事業の支援を行うことを目的に、ひろさき人材定着推進事業費補助金制度を実施

し、従業員の確保・定着につながる福利厚生の実現に取り組んでいます。

【担当：商工部商工労政課】

③福祉タクシーの利用拡大

《福祉タクシーの自動車運転免許返納者への利用拡大》

自動車運転免許証自主返納者の公共交通利用に係る支援につきましては、お出かけシニアパス事業において、免許返納者を含めた希望者全員がパスを購入できるよう取り組んでおります。

【担当：都市整備部地域交通課】

《福祉タクシーの妊産婦及び子育て世代への利用拡大》

妊産婦及び子育て世代へ対する交通関連の助成につきましては、妊産婦の不安解消等を図るため、ハイリスク妊産婦が治療や面会で青森県立中央病院へ通院した際に要した交通費を助成する「ハイリスク妊産婦アクセス支援事業」を実施しているほか、その他の妊産婦に対しましても、交通費等にも活用できるよう、「出産・子育て応援給付金給付事業」を実施しております。

【担当：健康こども部こども家庭課】

《福祉タクシーの障がい者への利用拡大》

障がい者につきましては、移動が困難な在宅の心身障がい者に対して、障害福祉サービスを補うことを趣旨として、乗車1回当たり600円の利用券を一人当たり年間12枚交付する、在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業があります。

令和5年度より、1冊目を使い切った人からの申請により2冊目（最大24枚）の追加交付を実施しており、利用件数の増加がみられることから、福祉タクシー等の利用の拡大につながっているものと考えております。

【担当：福祉部障がい福祉課】

《福祉タクシーの高齢者への利用拡大》

交通弱者となるような高齢者につきましては、要介護認定を受けることにより、介護サービスを利用できることも多く、その介護サービスにおいて、訪問介護事業者が運転する車両を用いて、要介護者の通院等をサポートするサービス（通院等乗降介助）があります。

【担当：福祉部介護福祉課】

①公共交通事業者並びに運輸事業者に対する燃料価格高騰対策支援制度の継続および拡充

市ではこれまで、コロナ禍等による交通事業者への影響を緩和するため、市内の交通事業者等に対する様々な支援を実施し、市民生活の足として重要な公共交通を維持・確保してまいりました。

今年の弘前さくらまつりや弘前ねぷたまつりには、多くの市民や観光客が訪れ、さくらまつり期間中の訪日外国人の宿泊者数は、コロナ禍前の平成31年と比較して約3割増加、ねぷたまつり期間中の宿泊者数も前年に比べ1.3%増加するなど、交通事業者においても、観光需要の回復による効果があったものと捉えております。

また、日本政府観光局が10月16日に発表した令和6年9月の訪日外客数は、コロナ禍前の令和元年同月比で26.4%増となり、8カ月連続で同月過去最高を記録しております。

このような動きの中で、利用者が安全に安心して利用できる市内の公共交通を維持・確保するため、引き続き、燃料価格高騰対策に係る国や県の動向を注視しながら、交通事業者や商工団体等と連携のうえ、公共交通の利用促進を図ってまいります。

運輸事業者に対する支援につきましても、引き続き、原油価格や物価高騰が運輸事業者に与える影響を注視するとともに、「物流の2024年問題」に対する生産者、物流事業者、消費者の取り組みを把握し、安定的で持続可能な物流の実現に向けて、国、県、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

②公共交通事業者、運輸事業者並びに自動車整備事業者に対する人材確保支援について

担い手の確保に向けては、賃上げや職場環境の改善を通じて、全ての担い手候補にとって、働きたいと思える職場環境を整備していくことが不可欠であり、運転手という職業に魅力を持たせる方策の検討も必要です。

また、求職者等に対する資格取得支援により、就職の選択肢を広げ、求職希望者の増加につなげるほか、求職者や移住希望者に向けて、運輸・交通事業者を含めた地元企業の情報や魅力、各種支援制度についての情報発信が重要です。

《市内の若年層が当該業種に就職する際の奨励金支給制度の創設》

人手不足が深刻な状況にある業種に対しては、奨励金支給制度が求職者等の就業意欲を促進するうえで効果的な制度であるといえますが、他業種とのバランスなどを考慮しながら、人材確保に向けた企業の情報や魅力の発信、資格取得に対する補助など、より効果的な支援制度を検討してまいります。

《現在弘前市で実施している「Uターン就職等支援金」への当該業種に就職した場合の交付金加算要件の付加》

貴商工会議所のほか、関係機関と連携し、「Uターン就職等支援金」を

広く周知していくことで、地元企業の人材確保に努めてまいります。

《市外からの人材確保を容易にするための定住支援の実施》

市内外を問わず、求職者や移住希望者に向けて、公共交通・運輸・自動車整備事業者を含めた地元企業の情報や魅力、各種支援制度について広く情報発信していくことが重要であると考えます。

市では、今年度、働きやすい職場環境の整備や従業員の健康づくりの推進などに積極的に取り組む企業を認定する「『健康都市弘前』推進企業認定制度」を新たに創設しました。

地元企業が実施する従業員の健康管理をはじめとした福利厚生制度の充実などの取組が市民から広く評価されるよう後押しすることで、地元企業の認知度や魅力を向上させ、ひいては人材の確保・定着が図られるものです。今後も資格取得補助金や移住支援金、人材定着のための補助金などの各制度を継続し、それらを積極的に周知していくとともに、今後の国や県の動向も踏まえ、より効果的な制度となるよう貴商工会議所のほか、「行政・交通事業者・利用者等を含む関係者」で連携・協働し、人材の確保に向けて取り組んでまいります。

③福祉タクシーの利用拡大

《福祉タクシーの自動車運転免許返納者への利用拡大》

令和5年度から高齢者を対象としたお出かけシニアパスの定員を拡大したところ、自動車運転免許証自主返納者を含めた希望者全員に市内の路線バスや弘南鉄道大鰐線、乗合タクシーを1乗車100円でご利用いただけます。引き続き、気軽に公共交通を利用できる環境を整え、公共交通の安定的な利用を確保してまいります。

《福祉タクシーの妊産婦及び子育て世代への利用拡大》

妊産婦及び子育て世代に対する福祉タクシーの利用拡大の促進策につきましては、他の世代の支援策とのバランスを考慮しながら検討するとともに福祉タクシーの活用につながるような子育て世代の経済的支援を継続してまいります。

《福祉タクシーの障がい者への利用拡大》

障がいのある方の移動支援につきましては、利用券の利用状況等を注視しながら、引き続き適正な運用について検討してまいります。

《福祉タクシーの高齢者への利用拡大》

介護サービスを利用できる高齢者につきましては、適切なサービスの提供に向け、引き続き居宅介護支援事業者等への助言・指導をしていくとともに高齢者全体への福祉タクシーの利用拡大に向けた助成につきましては、必要性や効果を考慮しながら検討してまいります。

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項9	外国人観光客に対する本市滞在中の利便性向上への取組みについて
要望事項の内容	<p>①本市滞在中の外国人観光客が、安心して利用できる店舗や施設等を判断しやすいよう、受入可能店舗の明確化（店頭サイン掲示、WEBマップ等）や、各街区における歓迎看板や案内看板の設置等によるホスピタリティの強化</p> <p style="text-align: center;">外国人観光客の受入可能店舗明確化及びホスピタリティの強化</p>

市の対応方針

現状・経緯	<p>令和6年（2024年）の訪日外国人旅行者数は、過去最多を更新し、本市においてもコロナ禍前の水準を超えて順調に推移しており、地域経済の活性化に大きく寄与するものと期待されるところです。</p> <p>市では、アフターコロナの対応として、ホームページやSNS等での情報発信をはじめ、案内表示、パンフレットの多言語化等を進めるとともに、市や経済団体、宿泊事業者等で組織する「弘前市インバウンド推進協議会」において、飲食店のメニューの多言語化やキャッシュレス決済の導入等に対し支援をするなど、観光事業者のインバウンド受入環境整備を推進しております。</p> <p>また、昨年の弘前さくらまつり期間には、「弘前ガイド学校」の1期生や留学生による観光ガイドを実施したほか、インフォメーションセンターを開設し、訪日外国人が安心して観光を楽しめるようホスピタリティの強化にも取り組んだところです。</p> <p>昨年は、台湾、中国等の東アジアやシンガポール等の東南アジアに加え、欧米豪からの訪日外国人が多いほか、様々な国から来弘しており、今後も増加することが期待されることから、国や地域によって異なる観光ニーズを把握し、それに合わせた受入態勢の構築・強化を図る必要があります。</p> <p>また、訪日外国人が地域経済の活性化に寄与し、その恩恵を最大限に享受するためには、行政のみならず観光事業者の機運を醸成し、スキルアップを図ることが重要となります。</p> <p>加えて、国内外からの観光客の受入環境整備など、観光振興を図るために必要な財源を、安定的かつ持続的に確保していく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【担当：観光部国際広域観光課】 【担当：観光部観光課】</p>
今後の	<p>外国人観光客の受入可能店舗明確化及びホスピタリティの強化</p> <p>訪日外国人が安心して利用できる店舗や施設等を明確化するため、店頭サイン等を表示することは、インバウンドの需要獲得やホスピタリティ向上においても重要であることから、弘前市インバウンド推進協議会と連携しながら早急に対応します。</p>

対応方針	<p>観光事業者が行う旅行博への出展やエージェントセールス等の誘客促進策及び、多言語メニューの作成やキャッシュレス決済の導入等の受入環境整備策に対し、引き続き、弘前市インバウンド推進協議会と連携しながら支援を継続するとともに、近年では、訪日外国人が飲食店を検索する際にインターネットやSNSを活用することから、WEB整備への活用について積極的に情報発信します。</p> <p>インバウンド対応の飲食店をはじめ、観光事業者につきましては、インターネット上に基本情報が掲載されていることが望ましいことから、登録方法や予約システム等の活用方法など、セミナー等を通して、市内観光事業者へ周知し、店舗情報等の整理及び充実を図ります。</p> <p>また、市が保有する豊富な観光資源を活用し、訴求力のある観光施策の実施に必要な財源として、安定的かつ持続的に歳入確保が見込める「宿泊税」の導入について検討しております。</p> <p>その使途として、外国人観光客の受け入れ態勢の強化についての施策展開への充当についても検討することとしています。</p>
------	---

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項10

U I J ターンに関する支援制度の拡充について

要望事項の内容

県外在住者が弘前市に移住を決める後押しになるよう、U I J ターンに関する支援制度の拡充および周知徹底について要望いたします。

現在、弘前市では人口流出による人手不足やそれに伴う市場の縮小が深刻な問題となっています。実際に当市の人口は平成7年の約19万4千人をピークに減少が続いており、令和6年では16万人を下回ると予想されています。人口が減少することで地域経済が縮小し、それにより人口減少がさらに加速することが予想され、当市の事業者にとって非常に大きな影響を及ぼすため、早急に解決が必要な問題であると考えます。また、移住促進の支援制度について拡充が実現できた場合には、弘前市における就業人口の増加や人手不足問題の解消の一助につながるだけでなく、子どもと一緒に移住した場合は拠点の創出にもつながり、仮に就学や就職で県外へ流出してもUターンで弘前へ戻ることが期待できます。そして若年層世帯の増加により消費の増加も期待され、地域経済全体の活性化にもつながると考えられます。つきましては、弘前市への移住を支援することで人口増加や地域経済の活性化につなげるため、「弘前市Uターン就職等支援金」制度の拡充および周知強化を要望いたします。

- ① 交付額の増額
上限を100万円へ増額
- ② 対象の拡大
Uターンだけでなく、I・Jターンへの対象の拡大
- ③ 加算要件の付加
18歳未満の子どもと一緒に移住する場合の子育て加算や、ひとり親世帯に対する加算要件の付加
- ④ 周知の強化

市の対応方針

現状・経緯

U I J ターンに関する支援制度の拡充について

「弘前市Uターン就職等支援金」は、国で実施している「東京圏U I J ターン就職等支援金」や県で実施している「医療・福祉職子育て世帯移住支援金」の対象とならない、県外在住の弘前市出身者が、市へUターンし、県内企業へ就職等をした際に、支援金を交付する市独自の制度であります。

県外在住者のUターン就職等を後押しすることで、地元企業の人手不足の緩和、生産年齢人口の増加を図っております。

《令和4年度実績》

交付件数：4件（うち単身1件）

交付額：1,800千円

（世帯500千円 単身300千円を交付）

《令和5年度実績》

交付件数：15件（うち単身10件）

交付額：5,500千円

	<p>(世帯500千円 単身300千円を交付)</p> <p style="text-align: right;">【担当：商工部商工労政課】</p>
<p>今後の対応方針</p>	<p>少子高齢化の進行や大都市圏への人口集中などにより、地元企業の人手不足は厳しい状況が続いており、今後ますます地域経済・社会の維持が困難になるものと懸念されることから、若者の地元定着やUターンの促進は重要であると認識しております。</p> <p>Uターンの促進に係る支援制度につきましては、相談状況に応じて補正予算により増額するなど柔軟に対応してきており、まずは国や県の移住支援制度とともに、関係機関と連携しながら、当該制度の利用促進に向けて、より一層の周知に努めてまいります。</p>

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項11

地域経済活性化のためのDX推進について

要望事項の内容

人口減少や高齢化による労働力不足や、担い手減少、地域間格差などの課題が山積みする地方において、地域経済の活性化にはDX（デジタルトランスフォーメーション）が不可欠です。現在、市では行政サービスにおいて行政手続きのオンライン化、AIチャットボットなどにDXの活用を始めていますが、地方自治体や中小企業にとってDX活用のハードルは依然として高く、まだまだ広く浸透していないのが現状です。

県ではDXを推進するにあたって官民全体で共有すべき指針として、令和10年度までの5ヶ年を計画期間とした「青森県DX推進プラン」を本年2月に策定しました。その中では、あらゆる分野においてDXを推進するためには、産官学で方針を共有し一致させることが重要と記されています。

市では今後「(仮称)弘前市DX推進委員会」を立ち上げ、庁内業務のDX化を図っていくと伺っていますが、当所としましては、新産業の創出や生産性向上による地域経済活性化を目的とした弘前市独自のDX推進計画の策定が必要であると考えており、策定に向けて産学界からの構成員も含めた検討委員会の立ち上げを要望します。

市の対応方針

地域経済活性化のためのDX推進について

現状・経緯

市では、これまでDX推進の一環として、令和5年度には、市ホームページに「AIチャットボット」を導入し、24時間365日、利用者からの問い合わせに対しAIが自動的に応答する仕組みを整備したほか、全国のコンビニエンスストア等で住民票などの証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を導入するなど、DXを通じた住民サービス向上に取り組んでおります。また、令和6年度には「公式LINEアカウント」を開設し、市民等の利用者に対し、各種行政情報やイベント情報、災害情報、道路除排雪情報、市内で発生した火災情報などを、市からプッシュ配信によりお届けするようにしたほか、窓口での証明書発行手数料等をキャッシュレスでお支払いできる「キャッシュレス決済サービス」を導入するなど、DX推進により市民の利便性向上と職員の事務効率化を図っております。

また、従来、インターネット上のポータルサイトである「マイナポータル」を活用し、マイナンバーカードを利用した子育てや介護に関する各種行政手続きについてオンライン化を進めてきました。今後は、市に対する届出や申請をより広範囲にインターネット上で完結できるよう、行政手続きのオンライン化について環境を拡充してまいります。

【担当部：総務部情報システム課】

【担当部：商工部産業育成課】

【担当部：商工部商工労政課】

<p>今後の対応方針</p>	<p>地域におけるDX推進に向けて産学官が一堂に会し意見交換を行う機会を設けることは、それぞれの視点や知見を共有・結集し、地域経済の活性化や行政サービスの向上につながるものと認識しており、産学官一体となる組織の構築の必要性についても認めております。</p> <p>また、DXの推進は地域経済の活性化にも資するものであることから、市内事業者に対してDXの導入メリットなどについて意識の醸成を図るとともに、DX導入に係る課題等について整理する必要があります。</p> <p>これらを踏まえ、まずは、定期的な意見交換の場を設けるなど、地域全体でDXを推進していくための仕組みづくりを貴商工会議所と検討してまいります。</p> <p>また、DX推進に係る事業者支援の一環として、青森県特別保証融資制度『青森新時代』への架け橋資金における「特別枠：DXを推進する取組・生産性向上を図る事業」に対し、保証料の補助を新たに実施することも検討しております。</p>
----------------	--

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項12	将来を担う子供たちが屋外でのびのびと活動できる環境の整備について
要望事項の内容	<p>現在、市内の各公園（児童公園、広場等）は各中学校区に 79 施設設置されていますが、全体の 65%、51 施設が設置後 30 年以上経過しており老朽化が進行している状況です。</p> <p>また、市内に 26 施設ある児童公園やこども広場につきましては、遊具がなくベンチのみが設置されているなど、公園としての環境整備が不十分であり子供たちがのびのびと屋外で楽しむ機会を与えられていない状況です。</p> <p>公共の運動施設以外でも気軽にキャッチボールやサッカー、スケートボードの練習ができ、夏場は日陰スペースや水遊びができるなどの十分な広さと安全を確保できる環境を整備して、将来を担う子供たちが屋外で健康的に遊び楽しめるような公園、広場の整備及び新設を要望いたします。</p> <p>なお、公園広場を新設する場合は、様々な目的で活用できるテントの設置やキッチンカーの出店、ワークショップの開催など幅広く活用でき、親子で楽しめる空間づくりや環境整備を考えていただき、子育てにおける満足度の向上に繋げていただきたいと思います。</p>

市の対応方針

現状・経緯	<p>将来を担う子供たちが屋外でのびのびと活動できる環境の整備について</p> <p>市内には公園や広場が 357 箇所あり、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善など多様な機能を果たしています。</p> <p>そのうち、大きめの公園として近隣公園が 8 箇所あり、キャッチボールやサッカーボールを使う等のボール遊びが可能な広場が整備されているほか、一般的な公園においても同様のボール遊びが可能な場所があり、子供達に利用されています。</p> <p>また、城東口緑地や駅前北公園、市民中央広場には、舗装をした広場があり、一部時間の制限はありますが、スケートボードが利用できます。</p> <p>そのほか、占用許可を申請いただいたうえで、町会の親睦のためのグラウンドゴルフ大会をはじめ、各種行事や催しの会場としても活用されています。</p> <p>なお、公園は子供から高齢者までいろいろな方に利用されており、公園毎に利用のルールが定められていますので、注意看板を確認の上、他者に迷惑とならないようマナーを守ってのご利用をお願いしています。</p> <p style="text-align: right;">【担当部：都市整備部都市計画課】 【担当部：都市整備部公園緑地課】</p>
今後	<p>市内には、数多くの多様な公園や広場があり、地域住民のニーズを踏まえながら遊具の更新や再整備を進めていますので、利用目的に応じて</p>

の 対 応 方 針	<p>既存の公園や広場をご活用いただきますようお願いいたします。また、本格的にスポーツ等を実施する場合は、専用の施設をご利用いただくようお願いいたします。</p> <p>子供たちが野外でのびのびと野外活動ができることは大切な事と認識していますので、いただきましたご意見を参考に、子供達をはじめ、誰もが気軽に利用できる空間となるよう、環境の充実に取り組んでいきます。</p>
-----------------------	--

弘前商工会議所要望事項

重点要望事項13

弘前さくらまつりピーク時の交通対応について

要望事項の内容

令和6年度の弘前さくらまつりは、早咲きの対応として会期を変更し4月12日から5月5日までの過去最長となる24日間にわたり開催され、国内外から多くの来場者が訪れたことで、会期中の人出は昨年より41万人多い245万人を記録し大いに賑わいました。4月19日に園内全域のソメイヨシノの満開を宣言したことから、4月20日(土)に33万人、4月21日(日)に29万人を記録し会期を通じてのピークとなりました。交通混雑も4月20日、2日がピークとなり、中心市街地は車で溢れ、路線バスに大幅な遅れが発生しました。団体旅行から個人旅行への移行により大型バスが減ったことと、カーナビゲーションの普及により一昔前のような、国道7号線付近から豊田跨線橋、土手町商店街を通じて弘前公園まで繋がる酷い渋滞はなくなったものの、ピークとなる満開直後の土日は未だに激しい渋滞が発生しています。弘前公園の日本一の桜を楽しみに訪れる観光客の皆様へのホスピタリティ向上と、市民生活の不便を少しでも解消すべくピーク時の交通対策について下記のとおり、今一度見直していただくことを要望します。なお、当所も主催団体ですので、市とともに対策検討させていただく所です。

①ピーク時のシャトルバスの運行

- ・堀越雪置き場など市有地を無料駐車場としてシャトルバスを運行
- ・コスト面やドライバー不足の問題もあるため満開直後の週末に限定
- ・シャトルバスについては有料も検討

②ピーク時の市内循環バス(100円バス)の運行時間延長

- ・公園からJR弘前駅行き最終バスは午後8時便である
- ・混雑時はタクシーも停車していない状況なので徒歩以外の選択肢はない状況
- ・まずは最終バスの時間の周知を強化することが必要
- ・ピーク時は市内循環バスの運行時間延長が必要
- ・文化センター前のバス停が暗く分かりづらいという声も聞かれるので併せて対応が必要

市の対応方針

現状・経緯

①ピーク時のシャトルバスの運行

弘前さくらまつり期間中における交通渋滞対策につきましては、当市をはじめ弘前商工会議所や弘前観光コンベンション協会、弘前警察署、弘前交通安全協会、弘南バス株式会社などの関係団体により構成する「弘前さくらまつり交通対策委員会」を設置し、主要道路への車両案内看板設置による交通誘導や岩木川河川敷に臨時無料駐車場を設置しているほか、市街地駐車場一覧などの情報を記載した交通案内マップを作成し、高速道路のサービスエリアや市内のコンビニエンスストアなどで配布しております。

シャトルバスの運行につきましては、さくらまつりシャトルバス(堀

	<p>越雪置き場～茂森町間）を平成18年度から平成25年度まで運行したほか、まつり期間中の中心市街地の交通渋滞の緩和及び弘前公園来場者の街歩き誘導を図ることを目的とした中心市街地誘導型パークアンドライド事業を、平成24年度及び平成25年度の社会実験をふまえて平成26年度から事業化しましたが、自家用車でのカーナビの普及や東北自動車道黒石インターチェンジへの事前の迂回誘導などにより中心市街地へ流入する交通の減少や分散が図られ渋滞が緩和されたこと、また、弘前公園以外での街歩きや土手町商店街等での消費活動に大きくつながらなかったことから、平成30年度に取り止めております。</p> <p>また、弘南鉄道大鰐線及び弘南線においては、各駅付近に無料駐車場を設けるとともに、利用者に対して当日に限り、弘前城本丸・北の郭、弘前城植物園、藤田記念庭園の3施設の入園料を無料とする「弘南鉄道パーク&ライド」を平成25年度から実施しており、コロナ禍前の令和元年度には及ばないものの、増加傾向で推移しております。</p> <p style="text-align: right;">【担当部：観光部観光課】</p> <p>②ピーク時の市内循環バス（100円バス）の運行時間延長</p> <p>土手町循環100円バスにつきましては、民間事業者である弘南バス株式会社が行っており、4月から11月までの期間は、弘前バスターミナル発18:00が通常の最終便となっておりますが、弘前さくらまつり期間中は、観光需要に対応するため、最終便の時間を20:00に延長するほか、弘前駅前～市役所前、弘前駅～亀の甲門前の区間を100円とする特別運賃で運行しております。</p> <p style="text-align: right;">【担当部：都市整備部地域交通課】</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の対応方針</p>	<p>①ピーク時のシャトルバスの運行</p> <p>弘前さくらまつり期間中の交通渋滞対策につきましては、これまで市が実施したシャトルバスの運行や中心市街地誘導型パークアンドライド事業の結果等も踏まえ、来年度のさくらまつりの開催に向け、弘前さくらまつり交通対策委員会において協議・検討するとともに、青森県内の交通事情に対処し関係機関等が密接に連絡調整を図っている青森県渋滞対策推進協議会においても協議・検討してまいります。</p> <p>また、弘南鉄道パーク&ライドにつきましては、降車駅である弘前駅または中央弘前駅からまつり会場である弘前公園まで、観光客が周遊することで中心市街地の活性化にも寄与することから、今後も引き続き、関係機関や地元交通機関と連携するとともに、周知に努めてまいります。</p> <p>②ピーク時の市内循環バス（100円バス）の運行時間延長</p> <p>弘南バス株式会社においては、2024年問題による運転手不足が深刻化しており、限られた人員の中で、既存の路線を維持することも厳しい状況にあると伺っております。</p> <p>しかしながら、100円バスをはじめとした市街地を走る路線は、観光等で弘前を訪れる方々にとって、移動の中心となることから、運行事業者である弘南バスをはじめ、さくらまつりの関係者と連携し、運行している時間帯やバス停の位置をわかりやすく周知するほか、ピーク時の運行時間延長の可能性について協議するなど、より利用しやすい環境を目指してまいります。</p>

--	--

□付帯事項（1項目）

弘前商工会議所要望事項	
付帯事項	緊急性の高い要望事項に関する早期対応について
要望事項の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の5類への移行を受けて、インバウンド需要が回復してきていることから、当市においても観光客が増加し人流が活発化してきておりますが、</p> <p>それに比例して当市経済が大幅に回復したとは言い難く、インバウンドによる経済波及効果の実感が観光関連産業以外の業種においては依然として薄い状況となっております。</p> <p>また、円安の進行とエネルギーや原材料等をはじめとする企業コストの上昇、消費者物価の高騰等による消費の低迷、さらには急激な人口減少による人手不足や後継者問題が益々深刻化しているなかでの度重なる賃上げ要請や最低賃金の引き上げ、インボイス制度導入に代表される制度改正への対応、いわゆるゼロゼロ融資の返済などの課題を抱えるなど、地域経済を支える中小企業・小規模事業者は引き続き厳しい経営環境に置かれております。</p> <p>つきましては、今後の地域経済の状況を注視しての緊急性を要する事案、課題に関しては、次年度を待たない早期対応について要望いたします。</p>

市の対応方針	
現状・経緯	<p>中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、原材料・エネルギー価格や人件費の高騰などを要因とした経費の増加などにより、厳しい状況にあるものと認識しております。</p> <p>市では、令和5年度にはエネルギー価格の高騰対策として、「中小企業者等高圧・特別高圧電気価格高騰対策支援金」、「トラック等運送事業継続支援金」及び「交通事業者等原油価格・物価高騰対策支援金」の交付による事業者支援を行ったほか、物価高騰対策として、水道料金の一部軽減や、「お米とくらし応援券」の配布などによる生活者支援を実施しており、いずれも年度内の補正予算により、速やかな対応をしております。</p> <p style="text-align: right;">【担当部：商工部商工労政課】</p>
今後の対応方針	<p>今後も国や県などの動向を注視しながら、特に緊急性が高いと判断した事項につきましては実施時期を早めるなど、柔軟に対応してまいりたいと考えております。</p>